

右及中(通)報後也

(別記)

- 一、工場主ハ公休日以外臨時休業ノ發表シテル場合ハ従業員ニ對シテ常宿日給ノ三歩ヲ支給スルコト
- 一、従業員ノ賃銀ハ請負制度トシテ収益配當ノ従業員側ニ分五厘ニ過主側四分五厘トスルコト
- 一、工場主ハ令年限リ従業員ノ家族救済金トシテ金壹封(三十五圓)ヲ支給スルコト

昭和四年十月十九日

工場主 元木幸太郎

従業員代表 難波虎一

松崎久藏

三浦 明

藤澤善久郎

調停者 調停官

勞務第二六五一號

昭和四年十一月六日

警視總監 丸山鶴吉

二二二一七

内務大臣 安達謙藏 殿
 社 會 尚 長 官 殿
 大政府知事 柴田 三郎 殿

| |
|----------|
| 4. 11. 9 |
| 860 |

スタンダード靴株式会社ノ勞働爭議ニ関スル件 (第一報 發生)

要旨 事業不振ニヨリ職工五十名ノ解雇並ニ高給者二十名ノ減給案ヲ發表シタルニ職工側ハ全員一割ノ減給増給品ノ節約等ニヨリ解雇者數ヲ減少セラレタリト歎歎シ交際中

一、爭議發生ノ場所 府下南區立郡西新井町大字興野一、一六。標記工場
二、事業主側

名 稱 スタンダード靴株式会社

代表者 岡崎 遼 平

事業 靴製造

資本金 五十万圓 全額拂込済

企業系統 野村銀行系

A